

## 別紙 1-1<樹林地を守る>

◎維持管理推進（安心して持ち続けてもらう）

# 安全・明るい森づくり

樹林地のイメージアップを図り、多くの市民が安全に市民の森等を利用できるように、手入れが行き届かない樹林を、市民とともに保全管理計画を立て、明るく安全な森として再生させます。

## 1 緑地再生・管理事業 【新規・拡充】

里山の森は、手入れを十分にせず放置すると林の中が暗くなり、植生が貧弱になってしまいます。明るく、多様な動植物が息する健全な森とするため、特別緑地保全地区等の指定地や市有緑地のうち必要な箇所について、間伐を主とした一斉手入れ等を行います。

また、民地との境界部においても草刈りを実施する等、樹林地を良好な状態で管理します。



暗い樹林地

- \* 間伐による一斉手入れ : 3,352 百万円  
3 百万円/ha×1,596ha（既存分 510ha、新規分 1,086ha）×0.7=3,352 百万円  
（市民の森等の保全状態等から指定地の7割を対象とする）
  
- \* 民地境界部草刈り等 : 379 百万円  
新規分 外周（延べ425km）×草刈幅（3m）×0.1千円/m<sup>2</sup>=127 百万円  
拡充分 外周（延べ660km）×草刈幅（2m）×0.1千円/m<sup>2</sup>=132 百万円  
その他愛護会委託等による管理 120 百万円

## 2 緑地防災・安全対策事業 【拡充】

市民の森等を市民が安全に活用できるように、危険斜面の崩壊予防等の整備を行います。また、民地と接している樹林地外周部において、危険樹木の撤去等を実施します。



住宅にがけ崩れ



住宅屋根に倒木

\* 危険斜面整備 : 100 百万円  
危険斜面  $400 \text{ m}^2 \times$  施工単価  $50 \text{ 千円/m}^2 \times 5$  箇所 = 100 百万円

\* 外周樹木撤去等 : 193 百万円  
新規分 外周 (延べ 425km)  $\times 1$  本/230m  $\times 69$  千円/本 = 127 百万円  
拡充分 外周 (延べ 660km)  $\times 1$  本/690m  $\times 69$  千円/本 = 66 百万円

### 3 市民協働による緑地維持管理事業 【拡充】

管理水準等を明確化した保全管理計画を市民との協働で策定し、この計画に基づいて樹林地の維持管理を実施します。

\* 委託費等 : 40 百万円  
 $8 \text{ 百万円/年} \times 5 \text{ 年} = 40 \text{ 百万円}$

## 森の守り人の育成

市民との協働により、森の手入れ等の維持管理を推進するとともに、市民の利用を促進するため、森にかかわる人材育成を進めます。

また、森づくりに携わる市民の森等の愛護会活動への支援を拡充し、市民協働による樹林地保全活動の拡大を図ります。

### 1 森づくりマイスター等育成事業 【新規・拡充】

#### (1) 森づくりボランティア

森の手入れ活動をするボランティアを育成します(250人)。四季折々の手入れがあることから、年間6回程度の講座を開催します。

\* 0.6百万円/年×5年＝3百万円

#### (2) 森づくりマイスター

森づくりボランティアの経験者で、森づくりボランティアを指導する立場の人材を育成します(25人)。

また、育成したマイスターを森づくりボランティア活動の場に派遣し、活動を活発化します。

\* 1.2百万円/年×5年＝6百万円

#### (3) はまレンジャー

10ha以上の大規模な市民の森で来園者に森の情報を提供し、案内を行うはまレンジャーを養成し、活用します(25人)。

\* 0.8百万円/年×5年＝4百万円

### 2 愛護団体活動アップ支援事業 【新規】

市民の森愛護会、ふれあいの樹林愛護会等で、維持管理水準等を高めるため、より積極的に活動を展開する団体等に対し、新たに、必要機材や技術についての支援等を行います。

\* 50団体×0.1百万円/年×5年＝25百万円

### 3 森づくりボランティア活動助成事業 【新規】

ボランティアが森の保全活動を自主的、計画的に進めることが出来るよう、活動を支援するための助成制度を創設します(鎌、のこぎり等の道具の購入、活動たより等作成等)。

\* 0.2百万円×延べ195団体＝39百万円



## 森の楽しみづくり

横浜の貴重な森が「人と生き物がふれあう森」、「老若男女にとって、わくわく・うれしい・楽しい森」になり、その恩恵を市民一人ひとりが受けることができるよう、森の存在のPRを進めると共に市民にとって存分に活用できる仕組みを作っていきます。

「北の森」（新治地区周辺緑地帯）や「南の森」（円海山周辺緑地帯）をはじめとして各地区で展開し、樹林地保全に対する市民の理解と協力を促進します。

※ 写真は全てイメージです

### 1 景観の森・生き物の森事業 【新規】

市民の森等に、新緑や紅葉等が美しく、野鳥や昆虫が好む樹木を新たに植樹します。

\* 1百万円×25ha=25百万円



### 2 森の中のプレイパーク事業 【新規】

「北の森」、「南の森」などの樹林地の一角に、落ち葉プール、木の砂場、ツリーハウス等を活用した樹林地版プレイパークを設置し、木とのふれあいを通じ森林環境を考える心を育てる「木育」の実践等を行います。

\* 初期整備費：5百万円×5箇所=25百万円

\* 運営費等：5百万円×延べ15箇所／5年=75百万円  
（1年に1箇所ずつ順次整備）



【北海道立旭川21世紀の森「森林学習展示館」】  
（北海道上川支庁ホームページより掲載）

【「木の砂場」：木枠の中に直径4cm程度の木の玉が敷き詰められた木製遊具】

### 3 森の収穫物体験事業 【新規】

竹林や農地のある市民の森等で、その森で採れる収穫物を用いた「森の恵みレストラン（イベント）」を開催します。

\* 0.4百万円×4箇所×1回/年×5年=8百万円



【森の恵みレストラン】

### 4 里山ライフ体験事業 【新規】

里山の景観と古民家を活用した生活・慣習や間伐・田植え等を楽しむ里山ライフを体験していただきます。

\* 0.1百万円×2箇所×2回/年×5年=2百万円



## 5 健康の森事業 【新規】

市民に身近な市民の森等をコースに組み込んだ健康ツアーやウォーキングを各種団体等と連携し、開催します。

また、距離標を設置します。

- \* 距離標設置費 : 0.5 百万円×10 箇所 = 5 百万円
- \* イベント関連費 : 0.1 百万円×18 区×1 回/年×5 年  
= 9 百万円



## 6 横浜の森の自然・生き物情報発信事業 【新規】

市民の森等の周知・利用促進を図るため、自然・生き物情報をパンフレット等で提供します。

- \* 調査費、パンフレット等製作費など (21 年度のみ) : 9 百万円



## 別紙 1-4<樹林地を守る>

◎利活用促進（里山を活かした楽しみと資源の活用）

# 森づくり市民提案制度の創設

市民から、森づくりの活動に関する提案を募集し、優れた提案の実現を支援する市民提案型事業を創設します。

## 1 みどりの夢かなえます事業 【拡充】

市民自身が直接参画して森を守り育てていくために、市民提案型事業を創設します。森づくりに特化した市民提案制度とし、市民協働による樹林地の維持管理を推進します。

\* 3百万円×3件×5年=45百万円



<富山県ホームページより掲載>

### 市民提案事業

木材製品の作成、設置  
森づくり研修の開催など



※写真はすべてイメージです

明るい良好な森として市民協働で維持管理を推進



## 森の資源循環促進

森を管理することで生じた間伐材やせん定枝等、森に眠る貴重な資源を活かし、利活用を図ります。また、横浜の森オリジナルの木製品をつくり、販売する等の可能性を検討します。

### 1 間伐材資源循環事業 【拡充】

森の手入れの促進、ボランティア活動の活発化を図るため、森林管理で生じたせん定枝や間伐材をその場でチップ化し、園路に敷く等、森での活用を進めます。

また、間伐材等木質バイオマスの更なる利活用や間伐材製品の商品開発、展示、販売、PR等の可能性を検討します。

＊間伐材チップ化促進

（チップー貸出しによるチップ化延べ600回）

17百万円×5年＝85百万円

※ 写真はすべてイメージです



【チップ化作業の様子】

（長野県須坂市役所ホームページより掲載）

### 2 間伐材活用クラフト作成事業 【新規】

間伐材からクラフト素材を作成し、「北の森」「南の森」「環境活動支援センター」をはじめ、ウェルカムセンター等でクラフト作成ワークショップ等を開催します。参加者は用意された素材を使い、自分だけのオリジナル木製品を作成します。

＊クラフト素材製作費等

2百万円/年×5年＝10百万円



【間伐材クラフト例】

（洞爺湖ガイドセンターホームページより掲載）

## ウェルカムセンター等の整備

愛護会や森のボランティアの活動を活性化し連携を深めるため、活動拠点を整備します。また、大勢の市民が横浜の森を利用し、その魅力を実感できるように、活動拠点機能をあわせ持ったウェルカムセンターを整備し、森のボランティア活動への理解と市民参加を促進します。

\* 写真はすべてイメージです

### 1 愛護会、森づくりボランティア活動拠点整備事業 【新規】

愛護会や森づくりボランティア活動を活性化するために、維持管理活動が活発に行われている市民の森等を中心として、道具置き場や間伐材の加工ができる小屋等（50 m<sup>2</sup>程度）を整備します。

\*24 百万円× 5 か所=120 百万円  
（設計費、基盤整備費を含みます。）



【NPO 法人新里昆虫研究会活動小屋】  
（NPO 法人新里昆虫研究会ホームページより掲載）

### 2 ウェルカムセンター整備事業 【新規】

市民の森等に市民が気軽に立ち寄れる場所として、ウェルカムセンター（175 m<sup>2</sup>程度）を設置します。森の散策情報をはじめ、イベント情報や展示などの情報発信をするとともに、来園者に森の情報提供や案内をする「はまレンジャー」を配置し、市民が利用しやすい環境をつくれます。

また、ウェルカムセンターの一角に愛護会等の活動拠点の機能を備えることで、愛護会等活動に対する市民の理解を深める、活動への参加促進を図ります。

\* 51.5 百万円× 5 か所=257.5 百万円  
（設計費、基盤整備費を含みます。）



【裏磐梯ビジターセンター】  
（裏磐梯ビジターセンターホームページより掲載）



## 別紙 1-7<樹林地を守る>

◎利活用促進（里山を活かした楽しみと資源の活用）

### 森林教室等の開催

「北の森」（新治地区周辺緑地帯）、「南の森」（円海山周辺緑地帯）、環境活動支援センター等を活用し、体験学習や出前講座等、樹林地の特性を活かした多様なメニューによる環境教育を区役所等と連携して推進します。

#### 1 森の恵み塾事業 【新規】

樹林地保全に関心のある市民を対象に、森づくりボランティアへのステップアップにつながる森林教室を区役所等と連携して開催します。

\* 0.5 百万円× 3 拠点× 12 コース/年× 5 年=90 百万円

※写真はすべてイメージです



## 緑地保全制度等の拡充

緑地保全制度の適用対象面積の引き下げや新たな制度の導入を検討します。また、緑地保全制度を土地所有者に重点的に周知することで、「市民の森」、「源流の森」、「特別緑地保全地区」などの地区指定を推進します。また、土地所有者の税負担の軽減や維持管理支援を図るとともに、いざというときの買取りなどによって樹林地の保全を図っていきます。

### 1 特別緑地保全地区指定等拡充事業【拡充】

#### (1) 地区指定の考え方

土地所有者ができるだけ緑地を持ち続けられるように、固定資産税等の減免や維持管理等の負担軽減ができる「市民の森」や「源流の森」、「緑地保存地区」の指定を推進します。

さらに、相続時の8割評価減などのメリットがある「特別緑地保全地区」の指定を拡大していきます。

また、これまで以上にきめ細かい保全策を講じるために、「特別緑地保全地区」や「源流の森」の指定面積要件を「5,000㎡以上」から「1,000㎡以上」への引き下げ、都市緑地法に基づく小規模緑地(300㎡以上)を対象とした「市民緑地」、土地所有者と市が協定を締結することにより土地所有者の管理の負担軽減や相続時の2割評価減などのメリットがある「管理協定制度」の導入を図っていきます。

#### (2) 事業の進め方

土地所有者アンケートの結果等により、土地所有者に緑地保全制度が十分に理解されていないことが判明したことから、制度の概要、制度拡充の方向性、指定のメリット等について、さらにきめ細かく周知・PRを図るとともに、特別緑地保全地区などの緑地保全制度の指定を積極的に進めます。

地区指定を行った土地については、原則として特別緑地保全地区や近郊緑地特別保全地区の指定を条件に、相続等不測の事態に対応した買取りを行います。

#### (3) 積算の考え方

特別緑地保全地区などの緑地保全制度の指定面積(既指定分を含む)のうち、本市所有でない面積に過去の単年度買取面積割合3%を乗じて買取面積及び事業費(買取想定単価:市街化49千円/㎡、調整21千円/㎡(過去の実績より))を算出しております。

なお、土地の買取りに際しては、今後、増大する事業費に対応するため、積極的に国費を導入していきます。

新規拡充施策	5か年の合計
事業費	440.8億円
買入れ事業費	416.4億円
測量費	24.4億円
うち一般財源	89.4億円
指定予定面積(ha)【市街化区域】	69ha
買取面積(ha) (49千円/㎡:平均実績単価)	36ha
指定予定面積(ha)【市街化調整区域】	1,050ha
買取面積(ha) (21千円/㎡:平均実績単価)	115ha

## 【参考】保全施策の概要

(1) 横浜市の条例による制度（土地所有者との10年以上の契約による指定）

市民の森	源流の森	緑地保存地区
おおむね2ha以上の公開可能な樹林地を中心とする一定の区域	市街化調整区域内のおおむね5,000㎡以上の一団の樹林地 (適用対象面積のおおむね1,000㎡への引き下げを検討)	市街化区域内のおおむね500㎡以上の一団の樹林地
土地所有者への支援等の内容		
①固定資産税・都市計画税の減免 ②緑地育成奨励金 ③更新時の継続一時金交付	①固定資産税の減免 ②更新時の継続一時金交付	①固定資産税・都市計画税の減免 ②更新時の継続一時金交付 ③緑地相談制度

(2) 法による制度

特別緑地保全地区	近郊緑地特別保全地区
おおむね5,000㎡以上の一団の良好な自然環境を形成する緑地（適用対象面積のおおむね1,000㎡への引き下げを検討）	近郊緑地保全地域内の緑地で樹林地等に類する土地が良好な自然環境を形成し、相当な規模の広さを有している土地
土地所有者への支援等の内容	
①固定資産税評価額が1/2 ②相続税評価額8割減（山林及び原野） ③相続税の延納利子税の利率の引き下げ ④相続等不測の事態等に、土地を買入れる旨の申出が可能	
市民緑地	
都市計画区域内の300㎡以上の一団の土地	
土地所有者への支援等の内容	
①地方公共団体や緑地管理機構が緑地の管理を行うことにより、管理負担の軽減 ②契約期間が20年以上等の要件に該当する場合、相続税が2割評価減 ③土地を地方公共団体に無償で貸し付けた場合には、土地の固定資産税及び都市計画税が非課税	
管理協定制度	
特別緑地保全地区等土地の所有者と地方公共団体などが協定を結び、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度 協定期間は5年以上20年以下 管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要な施設の整備に国の補助制度がある。	
土地所有者へのメリット	
①地方公共団体又は緑地管理機構が緑地の管理を行うことにより、管理の負担が軽減。 ②特別緑地保全地区においては、相続税は特別緑地保全地区としての評価源に加え、契約期間が20年以上等の要件に該当する場合、さらに2割評価減。	